

なごみデイサービス利用料金表

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの（単位数）

通常規模型通所介護

所要時間	要介護度	基本単位	加算	計 (単位数)	利用者 負担額 (1割) (円)	利用者 負担額 (2割) (円)	利用者 負担額 (3割) (円)
			入浴介助 加算 I				
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	368	40	408	408	816	1,224
	要介護 2	421		461	461	922	1,383
	要介護 3	477		517	517	1,034	1,551
	要介護 4	530		570	570	1,140	1,710
	要介護 5	585		625	625	1,250	1,875
4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	386		426	426	852	1,278
	要介護 2	442		482	482	964	1,446
	要介護 3	500		540	540	1,080	1,620
	要介護 4	557		597	597	1,194	1,791
	要介護 5	614		654	654	1,308	1,962
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	567		607	607	1,214	1,821
	要介護 2	670		710	710	1,420	2,130
	要介護 3	773		813	813	1,626	2,439
	要介護 4	876		916	916	1,832	2,748
	要介護 5	979		1,019	1,019	2,038	3,057
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	581		621	621	1,242	1,863
	要介護 2	686		726	726	1,452	2,178
	要介護 3	792		832	832	1,664	2,496
	要介護 4	897		937	937	1,874	2,811
	要介護 5	1,003		1,043	1,043	2,086	3,129
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	655		695	695	1,390	2,085
	要介護 2	773		813	813	1,626	2,439
	要介護 3	896		936	936	1,872	2,808
	要介護 4	1,018		1,058	1,058	2,116	3,174
	要介護 5	1,142		1,182	1,182	2,364	3,546

※上記の所要期間には、送迎時に居宅内で着替えや移乗、移動などに時間を要した場合には、30分を上限として含まれることがあります。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 単位数の 4.3% 加算
- (2) 介護職員等ベースアップ等支援加算 単位数の 1.1% 加算
- (3) 送迎不実施減算（片道につき） 47 単位減算

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.00円を乗じて算定し、利用者負担はその1割及び2割、3割の額となります。また、入浴等のサービスを提供しなかった場合は、その部分の加算はありません。

計算例：要介護1の方が7時間以上8時間未満で利用し、入浴されなかった場合

入浴介助加算を除く合計：655単位

655単位×10円＝6,550円（端数切捨て）

介護保険給付額：6,550円 × 9割 = 5,895円（端数切り捨て）

利用者負担額：6,550円 - 5,895円 = 655円

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代		550 円
通常事業の実施地域以外の地域に係る送迎の追加費用	実施地域以外から片道10km以下のとき	無料
	実施地域以外から片道10kmを超えるとき	300円(往復)
オムツ代		実費 (200円程度)

※ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。